

平成24年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年3月23日

午前9時50分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 安藤容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	環境産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規

上下水道部長 谷口裕司 上下水道課長 清水孝悦  
上下水道課長 上田俊雄

---

#### 1、議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
  - 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
  - 日 程 3. 総務常任委員長報告について
  - 日 程 4. 予算決算常任委員長報告について
  - 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
  - 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書  
について
- 追加日程 2. 発議第 2号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を  
求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 3号 消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書に  
ついて

---

#### 1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時50分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よってこれより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。6番、紀委員長。

○建設水道常任委員長（紀良治君） おはようございます。それでは、建設水道常任委員会委員長報告をいたします。開会中の建設水道常任委員会は、さる3月13日、全委員出席のもと開催されました。その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付議議案について、認定第1号 町道認定についてを議題とし、理事者より、認定する町道192号線、町道3014号線、町道4057号線について説明があり、これに対して委員より町道認定の基準について質疑があり、一定の答弁がなされました。お諮りしたところ、認定第1号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業についてを議題とし、理事者より、各路線ともに年度内の完了に向けて順調に進めている。公共下水道接続申請状況では、平成24年2月末現在の接続率は62.7%となっているとの説明がありました。これに対して、委員より、下水道料金収入について、雨水貯留施設転用について質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて理事者より、いかるがパークウェイの進捗状況では、稲葉車瀬区間において、白山神社付近の道路改良工事については順調に進められている。また、新しい岩瀬橋付近の道路取り付けにかかる工事が年度内には工事発注がなされる予定で進められている。次に、三室・紅葉ヶ丘区間では、岩瀬橋から三室交差点までの道路計画について検討が行われている。また、五百井・興留区間では、周辺自治会に対して事業の状況及び道路計画にかかる説明会が行われた。

次に、法隆寺線整備事業では、国道25号取り付け部分の地権者と現地で確認・協議を行ったとの報告がありました。これに対して委員より、三室交差点の計画について、バイパス計画の今後について、法隆寺線の携帯電話のアンテナ設備についての質疑があり、一定の答弁がなされました。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より駅北口の町道 3 1 2 号線（5 号線）の整備について、権利者と協議中であると報告がありました。これに対して質疑はありませんでした。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、3. 各課報告事項についてを議題とし、（1）一般国道 2 5 号斑鳩町歩道設置事業について、理事者より、国道 2 5 号竜田大橋前後で事業が進められており、用地取得に向けて事務手続きを進めている。また、交渉がまとまった地権者と順次契約を締結している。また、奈良交通の竜田大橋バス停からイオンショッピングセンターまでの事業延伸区間については、幅杭の設置が終わって土地の境界の立会いが実施されたと報告がありました。これに対して委員より、法隆寺方面の歩道設置の進捗状況について、歴史的な町並みの保全についての質疑があり、一定の答弁がされました。

各課報告事項については、以上のように報告を受け、次に、その他について、各委員より質疑、意見をお聞きしたところ、町営住宅の空き部屋の状況について、桜池の堤防の拡幅について、幸前の町道補修について、幸前の補償工事について、通称・業平道の道路整備等についてなど質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、開会中の建設水道常任委員会の審議の概要です。詳細につきましては、会議録をご覧ください。以上をもちまして、委員長報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程 2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。1 番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは、3 月 1 4 日全委員出席のもと、厚生常任委員会を開き、本会議より付託を受けた議案及び継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに付託議案について、議案第 7 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題としました。国の保育料徴収基準に規定する徴収金、保育料基準額に、その旨が規定されることとなっていることから、本条例の税額の計算においてもこれに準ずる旨の規定を設けるものであると説明を受けました。委員より、今後の基準額の変更とそれに対しての再計算について質問がありました。理事者より、国の負担金補助金が絡むものについては、国からの指示のとおりやりますが、町単独事業においては、所得税・住民税を基準としているものがないか改めて精査し考えをまとめると

答弁がありました。委員より、入園される方へのわかりやすい保育料の説明をしてもらうようにという要望がありました。以上、質疑を終結し、本案について原案どおり満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。第5期介護保険事業計画に定める保険給付の推計量にもとづき、介護保険料の総額が推計されたことから、26年度までの保険料率を定め、被保険者本人が市町村民税非課税である場合の保険料率を軽減する特例を設けるものであると説明を受けました。委員より、介護保険料が決定されない状態での予算編成についての質問がありました。理事者より、介護保険のこの3年に1回の介護報酬、介護事業計画、保険料の改定、この時期につきましては、作業工程上このようにならざるを得なかったということをご理解願いたいとの答弁がありました。委員より、財政安定化基金の取り崩しについて質問がありました。理事者より、市町村に戻ってくる財政安定化基金については、保険料の上昇を制御することに使用すると聞いています。介護保険料が引上げになって、高齢者や被保険者の方に負担がかかりますので、5期、6期も見据える中で、そのような財源というのは使っていただきたい、県、町村会などを通じてお願いしたいとの答弁がありました。委員より、ホームヘルプサービスの時間の設定と料金について質問がありました。理事者より、時間の設定が細くなり、サービスの受け方により、今より保険給付が増える可能性があるため、現在サービスを受けておられる方には包括支援センターなどを通じてケアマネージャーから説明を促すよう配慮したい。事業者については、県主催で説明会を行っておりますとの答弁がありました。委員より、介護予防特定施設入居者生活介護の人数の増加について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容について質問がありました。理事者より26年度を目途に斑鳩町・近隣に施設が整備されるであろうとの前提でふやしております。今回5期の計画にあたって新しく始まるサービスであり、サービス利用の希望もふえることが見込まれるので、25年度からの給付を推計したとの答弁がありました。議案第8号については、討論を行い採決した結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、陳情第1号について議題としました。障害者福祉法の骨格に関する総合福祉部の提言に基づき新たな障害者総合福祉法の制定を求める意見書を国会・関係省庁に提出を求めるものであると説明を受けました。委員より、障害者の皆さんの意見を十分取り入れた法整備をしていただきたい。障害者の自立を求めるといことが大事であると

いう意見がありました。意見を終結し、陳情第1号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。当委員会の発議をもって意見書を提出することになりました。

次に、陳情第2号において議題としました。厚生労働省において、精神疾患が医療政策の重点疾患に位置づけられたことに伴い、それにふさわしい体制を確立するため、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を斑鳩町議会が国へ提出することを要望されるものであると説明を受けました。委員より採択する方向の意見が多く、取りまとめましたところ、陳情第2号については採択すべきものと決しました。当委員会の発議をもって意見書を提出することになりました。

次に、継続審査案件である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者より説明がありました。まず、4月からの可燃ごみの委託処理への移行により、焼却施設の廃止になるまでの流れについて報告されました。委員より、指定袋の配布枚数について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、各課報告事項について議題としました。1番目に第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、平成24年度から26年度までの3年間における本町の介護保険の運営方針やサービス給付量見込み、または高齢者福祉のあり方などを定めているものであるとの説明報告を受けました。委員より、高齢者と呼ぶ年齢について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。次に、第3期斑鳩町障害福祉計画について、障害者自立支援法にもとづき、平成24年度から平成26年度までの3年間における本町の障害サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制などについて定めるものであると説明を受けました。委員より、障がい者のホームヘルプサービスの時間変更について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。次に、斑鳩町食育推進計画について、斑鳩町民一人ひとりが、食の大切さを考え、食を基本とした健康で心豊かな生活が送れるよう、計画期間を5年間として策定したところであると説明・報告を受けました。次に、子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業について、本町におきまして、平成24年度に、今年高校1年生で来年2年生になられる方まで拡大し、1度も接種していない場合でも町単独事業として全額助成を実施していくと説明・報告を受けました。次に、第4投票所を、あゆみの家から生き生きプラザ斑鳩への変更について説明・報告を受けました。以上、各課報告事項です。

次に、その他について委員より、肺炎球菌ワクチンの接種年齢について質疑があり、

理事者より一定の答弁がされました。委員より、保育所の途中入所の場合の入園式について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。委員より2つの質疑に対して、今後、委員会として検討していかなければならないという意見がありました。

以上、開会中における厚生常任委員会の審査内容について概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますよう、よろしく申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。本定例会初日に、本会議から付託を受けました議案等を審査するため、3月15日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります、議案第1号、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてを議題とし、理事者より、第4次総合計画に掲げる「住民と行政による協働のまちづくり」を推進するために、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を設置するものであると議案書末尾の条例の要旨をもって説明がありました。委員より、まちづくり推進委員会について、今後どのようなスケジュールで進行するか、町の基本的な考え方はどのようなものか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされた後、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、理事者より、本法律が今年度公布されたことから、これまで国が決定し、市町村に義務付けられた基準や施策等を、地方公共団体が条例の制定により自らの判断で決定し、自らの責任において運営することにより、地域のニーズや実情に応じた行政サービスの提供を行おうとするものであり、本町においても、この改革の趣旨を踏まえ、これらの法改正に伴い、条例等の規定整備を行うものであるとの説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置することに伴い、当委員会及び当協議会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、本条例によって所要の改正を行うものと議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、教育長について、当分の間、給料月額100分の3に相当する額を減じるもので、改正後給料月額は55万2,900円、マイナス1万7,100円となり、町長、副町長及び部課長の給料等の減額処置との均衡を考慮し、減額処置を講じるものと説明されました。委員より、一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がされた後、お諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、昨年12月2日に施行されたことから、本条例において所要の改正を行うものと議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明されました。委員より、この法改正の一つは直接東北3県の復興に寄与するものではなく、国が地方にまで増税を強要するものではないのか等の意見・質疑があり、理事者より一定の答弁がされた後、討論となりました。賛否両論のため、採決を行ったところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてを議題とし、理事者より当該青少年野外活動センターは、昭和60年に開設してから現在まで、大雨による3度の土砂崩落災害が発生していることから、本条例を廃止するものと説明されました。委員より、子どもたちにとって野外活動は身近なところで行ってほしいとの思いから、衛生処理場の跡地利用も検討していただきたいと要望があった後、本案についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい



てを議題とし、理事者より障害者自立支援法の一部改正に伴い、改正前の障害者自立支援法を引用している条項について所要の改正を行うものと、議案書末尾の条例改正の要旨をもって説明されました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査について、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より斑鳩町文化財センターの運営については、冬季企画展「太子ゆかりの法輪寺の謎にせまる一法輪寺出土展一」を2月23日より今月27日まで開催しているところで3月13日までの入館者数は521人となっている。

次に小田原市交流記念展として「飛鳥時代の斑鳩と小田原」が小田原市郷土文化館にて2月25日から今月25日まで開催されており、2月26日は、当町文化財担当職員による「飛鳥時代の斑鳩の様相一法隆寺食封が結ぶ小田原との絆一」と題した講演会が開催されたことや、3月11日までの入館者は2,202人で1日あたり約138人となっていると報告されました。

委員から、中宮寺跡の整備について、子どもたちが遊べるような公園スペースを検討しているのかとの質疑があり、理事者より、整備検討委員会でも緑地広場整備地区を入れたらどうかということで、今後調整をしていきたいと答弁されました。

次に、（仮称）地域交流館について、理事者より、今までの流れとして平成23年1月に事業用地について地元及び地権者との協議が整った後、翌月の12月に建物の設計業務の入札を行った後に業務委託した。そして土地収用法の事業認定を受ける必要があるため本年1月31日に事業認定申請を行い、今月9日に事業認定がなされた。今後の予定については、社会資本整備総合交付金を活用し、用地買収及び建設工事を行い、平成24年度末の完成に向け事務を進めていることや、事業概要については概要の図面によって一定の報告がされました。委員より、地元の要望は具体的にどのようなものがあったのか、今後の管理体制の基準はあるのか、高齢者に対する配慮はされているのか、災害時の機能は大丈夫なのか、地盤調査はきちんとできているのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、災害時における医療救護活動に関する協定の締結については、災害時の医療体制の充実を図るために、本町と医師会が3月22日に協定を結ぶ予定であること、また投票所の変更については、あゆみの家を第4投票所として指定していたが、投票者からの意見により利便性を図るため、斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩に変更す

ること、また、奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修については県と市町村職員の相互派遣実務研修を来年度実施することなど、理事者よりそれぞれ報告されました。

他に、理事者より、本年6月1日から予定価格を事前公表する建設工事及び業務委託に係るすべての競争入札を郵便による入札の対象案件に拡大すること、第3分団消防ポンプ車買い替えに伴う旧ポンプ車の処分については東京の法人が42万1,000円で落札されたこと、公用車の買い替えとして、トヨタエスティマを考えているとの報告があり、委員より一定の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。13番、里川委員長。

○予算決算常任委員長（里川宜志子君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。さる3月8日、9日、12日の3日間で、本会議より付託を受けました議案第15号の一般会計と議案第16号から第21号の各特別会計の平成24年度の当初予算に対する審査を行い、さらには16日には、議案第10号、平成23年度の一般会計補正予算と議案第11号から第14号までの特別会計補正予算に関する審査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、当初予算の審査についてですが、最初に一般会計予算の総括及び歳入全般についての説明を受け、次に、一般会計の歳出及び各特別会計について各部ごとに審査を行う方法について確認をし、会議を進めました。理事者の説明や答弁につきましては、報告が長くなりますので、省略させていただきますことをご了承ください。

一般会計予算総括及び歳入全般については、総務部長から、予算書、予算の概要、予算関係参考資料に基づき説明を受けました。平成24年度では、3年に1度の固定資産税評価替え、それにより、大幅な減収と扶養控除の廃止、縮減に伴う増収などの財政環境についての見方、こういうものが主な変更点であると、変わったところであるという説明は受けております。歳入歳出それぞれ82億5,000万円となる一般会計の歳入全般について、その後、詳細な説明を受けました。委員から質疑・意見をお受けしましたところ、1つとして、都市計画税の納税者は増えているのに、土地、家屋共に金額が

減っている現象について、2つとして、臨時財政対策債は市町村で増額となる見込みだが予算にはまだ反映されていないのか、などの質疑があり一定の答弁がされています。

続いて、歳出についての審査を行いました。まず、第1款議会費について、議会事務局長から前年度と比較して増減している予算額についての説明がありましたが、委員からは、特段の質疑・意見はありませんでした。

次に、総務部・会計室所管に係る審査を行いました。第2款総務費について、総務部に係るものについて、総務部長から説明を受けました。委員からは、1として、公益通報内部通報相談員はどんな方にやってもらうのか、2つとして、人事考課制度の進捗状況と能力のある職員を伸ばすことについて、3つとして、(仮称)地域交流館の施工管理業務委託料の委託内容と完成時期やその後の管理方法について、また、設計と管理を別々に委託することについて、4つとして、(仮称)地域交流館の土地の購入費が、予定より220万円高くなっていることについて、5つとして、いかるがホールのマルチビジョンの改修で、映像コンテンツ制作業務委託の内容と他の公共施設との連動について、また、工事の詳細な内容について、6つとして、空き家実態調査委託の内容と環境や防犯対策について、7つとして、いろいろな委員報酬が計上されているが、委員の任期や同じ人が複数以上の委員会に所属していることについて、8つとして、コミュニティバスの運行について、さらには買い物弱者対策を検討していくことについて、9つとして、メンタルヘルス研修の内容について、10として、町制65周年の記念行事、宝く町の音楽会の開催で言われた一流のプロというのが、どういう人が一流と位置づけられているのか、11として、會津八一の歌碑建立の記念品の内容について、12として、いかるがホールのカラオケ機器のバージョンアップについて、13として、功労者表彰記念品の購入は去年はなかったが、今年あがっている内容はどんなものか、14として、ふるさと納税の件数や金額などの数字の状況について、15として、本庁舎設備診断業務委託料の内容について、16として女性リーダー研修の内容について、17として、地域集会所施設整備補助金の23年度と24年度の件数、金額はどうなっているのか、18として、町の広報紙発行に係る金額が大きく増えていることについて、19として、産業医の選任と関わり方について、20として、公会計制度の財政諸表の書類作成指導助言業務を委託するとなっているが、委託先や業務の内容について、21として、監査委員の報酬のあり方についてなどの質疑、意見があり一定の答弁がされています。

続いて、第8款消防費について総務部長から説明をお受けしました。質疑・意見とし

て、1、消火栓の管理方法について、2、防火水槽の管理方法について、3、操法大会出場費用の内容と時期について、4、防災情報メールシステムへの登録者の状況について、5、防災・減災交付金の有効な利用について、6、消防の広域化の問題で会議が行われても、西和7町の代表である王寺町が出席していないことについて、7、自治会などが管理している消防器具の格納庫についてなどの質疑意見があり、一定の答弁がされております。

続きまして、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費の3つの款をあわせて説明を受けました。これにつきましては、委員から特段の質疑はありませんでした。

続いて、議案第17号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について総務部長から説明を受けました。委員からは、この会計のお金がなくなった時に、どうしていくのかを想定して十分に検討してほしいという意見があり、一定の答弁がされています。以上で、総務部・会計室所管の審査を終わり、次の審査のために理事者の入れ替えを行いました。

続いて、住民生活部に係る審査を行うために、住民生活部長から、第2款総務費について説明を受けました。委員より、1つとして、自転車事故が多いことから、自転車駐車場においても交通安全の啓発をしてはどうか、2つとして、自転車駐車場の委託の状況について、3つとして、住民基本台帳費で大幅な減額になっていることについて、4つとして、住基ネットのソフト使用料の減額の状況について、5つとして、放置防止指導業務の具体的なやり方について、また、その効果について、6つとして、役場以外の公共施設での住民票などの交付状況についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

続いて、第3款民生費について、住民生活部長から説明を受けました。それに対して委員より、1として、社会福祉協議会への補助金の大幅増の内容について、2として、高齢者へのバスカードの交付の今後の考え方について、3として、リフト付きバスの運転手の業務と体制などについて、4として、いきいきの里のカラオケの機器使用料について、5として、保育所の入園式の対象幼児について、6として、子ども医療費無料化の適正な制度利用への啓発について、7として、在宅難病患者生活支援事業の内容について、8として、保育所のお医者さんへの謝金が増額になっているがその内容について、9として、保育所の広域入所が大幅に増えていることについて、10として、いきいき

の里のお風呂がよく滑ることについて、11として、保育システム改修費用の国・県からの補助について、12として、子ども手当の未申請の解消についてなどの質疑・意見に対して、理事者からは一定の答弁がされています。

次に、第4款衛生費について部長から説明を受けました。それに対して委員からは、1として、火葬場・衛生処理場・し尿処理場の補償の内容について、2として、最終処分場の周辺対策事業の内容について、3として、地元補償は原則として地元で協議がまとまっていることなどについて、4として、野良猫、飼い猫などの迷惑を受けているケースが多いが、対策について、5として、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種助成の対象年齢について、また、その接種率について、6として、し尿処理場の管理運営業務委託の入札の問題点について、7として、産婦人科一次救急医療体制緊急整備の現在の状況について、8つとして、狂犬病予防ワクチンについて、9つとして、し尿処理場の管理費用が処理量が減ってきているのに、薬品などの消耗品費などがかなり増額となっている矛盾について、また、測量設計委託料の内容について、10として、し尿処理場の処理量と運転稼働時間の関係について、また、夜間の職員の配置について、11として、高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率について、また、接種率を上げる方策について、12として、可燃ごみの処理を業者に委託することの不安感について、13として、第4次補正予算で実行される予防接種は、今後予防接種法の改正で定期接種となった時の町の負担について、14として、ポリオの不活性化ワクチンの動向についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

続いて、第6款商工費について説明を受けました。それに対して、シルバー人材センターに係わって、委員長宛に手紙が来ている。町長宛にもきていると思うが、町の対処について質疑があり、一定の答弁がされております。

続いて、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算30億6,000万円の内容について、部長から説明を受けました。委員からは、1として、国保の県単一化の動向について、また、県での会議に出席する職員について、2として、保険料の夜間・休日の徴収相談の状況について、3として、徴収のところで、職員が1名減になっていることについて、4として、特定健康診査の受診率の状況と今後の取り組みについて、また、受診券封入作業を委託するメリットとデメリットについて、5つとして、介護納付金もすでに赤字となっているが、後期高齢者医療の支援金での赤字の状況についてなどの質疑・意見があり、それに対する一定の答弁

がされております。

続きまして、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算18億6,840万円の内容について、部長から説明を受けました。これに対しては、委員より、1として、介護予防サービス等諸費がマイナスになっている理由について、2つとして、介護予防住宅改修給付の対象件数について、3つとして、介護予防事業の第1次と第2次の予算が減額となっていることについて、4つとして、包括的支援事業の中の緊急通報装置の貸与事業費が大幅に減少していることについて、5つとして、介護予防サービス地域密着型の数字が減少していることについて、6つとして、保険料の条例改正の議案が今の議会に提出されている中で、予算編成時とずれがあるが歳入歳出の実態との乖離について、7つとして、地域包括支援センターの予算増となっているが、職員の体制についての質疑・意見があり一定の答弁がされております。

続いて、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算3億3,100万の内容について部長から説明を受けました。それに対して、1として、24年度は保険料が上がっているが、平均すればどの程度の値上げ幅となっているのか、2つとして、システム保守委託料の内容についての質疑があり、一定の答弁がされております。

以上で、住民生活部にかかる審査を終わり、理事者の入れ替えを行いました。

次に、都市建設部・上下水道部所管にかかる審査を行いました。

まず、第2款総務費について説明を受けました。委員からは、1つとして、路面表示やガードレールなどの老朽化に対する予算の積算内容について、2つとして、白線の塗料の耐用年数等についてなどについて質疑があり、一定の答弁がされています。

続いて、第5款農林水産業費について、都市建設部長から報告を受けました。委員からは、1つとして、白石畑のイノシシ対策について。また、アライグマの出没について、2つとして、新年度からできた鳥獣被害防止総合対策交付金について、3つとして、農道台帳管理分担金の内容について、また、土地改良事業団連合会の役割と関係について、4つとして、奈良県水土里GISシステム運用の内容について、5つとして、地域農政の推進にある新規就農総合支援事業補助金と経営体育成交付金の内容について、6つとして、今回新たな事業である農地環境保全活動の地区について、7つとして、井堰補修工事の請負費の詳細について、また、計画年度について、8つとして、河川の井堰で水

利権の伴う三室井堰、峨瀬井堰の修繕は町がやるものなのか、かかる費用の財源の内訳について、9つとして、地域で育む里山づくり事業についての質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

次に、第6款商工費について部長から説明を受けました。1つとして、商工会の補助金について、監査委員からも以前から指摘のあったものについての改善についてはどうなっているのか、2つとして、65周年でやるふるさと秋祭りの実行委員会の協議の状況について、3つとして、商工業者債務保証料補給のこれまでの推移と予算の積算関係についてなど、質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

続いて、第7款土木費について部長から説明を受けました。委員からは、1つとして、道路情報管理システム構築の内容について、また、事業年度と地下埋設物の情報との一元化について、また、その必要性について、2つとして、景観対策費のなかにある通行整理誘導業務委託料というのは、どういう内容のものなのかについて、3つとして、法定外公共物の移譲の際の情報整理について、4つとして、水路現況調査業務委託の内容と必要性について、5つとして、町内幹線道路のネットワーク化について、6つとして、大城橋維持管理負担金の内容について、7つとして、法隆寺線の歩道照明の設置の詳細な内容について、8つとして、町営住宅長寿命化計画の策定の概略について、9つとして、パークウェイのモデル区間の照明の点灯の仕方について、10として、公園遊具の設置の状況と今後の取り組みか方について、11として、まちなか観光の今後の展開について、12として、特殊建築物定期検査業務委託の内容について、また、特殊建築物の定義について、13として、三室井堰、峨瀬井堰それぞれの管理組合に補助金を出しているが、どういう趣旨のものであるのか、また、水路改修の補助金の内容について、14として、100%補助の事業はどのような内容のものなのか、緊急雇用対策との関連なのか、15として、土木費では、委託料が非常に多いが基本的には入札となるのか、16として、草刈業務委託料が大きいくりで高額となっているが、これらの内容について、17として、草刈のあとの焼却処分をしていることについて、などの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

続きまして、議案第18号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、部長から説明を受けました。委員からは、1、監査委員から指摘のあった接続率の見込みの立て方について、2、流域下水道維持管理負担金と、接続率との関係について、3、台帳作成業務の委託料が増減していることの内容について、4、排水

設備指定工事店の更新料が大きな増になっているが、何年で更新するのか、また、更新のチェックポイントはどうなっているのか、5、地下埋設物の移設補償が多額になっているが、どのような積算をするのか、6、下水道台帳の費用が減額になっている理由について、7、本管工事が進み、公共ますがついているところでも、なかなか接続してもらえない場合の対策についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

次に、議案第21号 平成24年斑鳩町水道事業会計予算について議題とし、部長から説明を受けました。委員からは、1、北部配水池の送水管なども含めた工事費用について、2、工事をする時の隣接道路の形態と打ち合わせについて、3、損益計算書を見る限り良好な経営状態なので、積極的に石綿管の更新などをやってほしいということについて、4つとして、余剰エネルギー調査委託の内容の詳細について、5つとして、給水収益が年々減少している傾向をどう見ているのかについて、6として、石綿管更新事業の国庫補助が24年度からなくなったが、五百井の破裂事故などで、住民への被害も大きくあったことから、老朽管の更新はきちんと位置づけてやってほしいということについて、7つとして、漏水調査の方法などの詳細について、など質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

以上で都市建設部・上下水道部に係る調査を終わり、理事者の入れ替えを行い、教育委員会所管に係る予算審査を行いました。

まず、第2款総務費について、教育長より説明を受けましたが、これについては特段の質疑はありませんでした。

続いて、第9款教育費について、教育長より説明を受けました。委員からは、1、小・中学校で30人学級が拡充されているなかで、幼稚園についてもきめ細かな指導を実現してほしい。2、青少年野外活動センターの廃止に伴う跡地利用の考え方について、3、町民体育大会の説明会の持ち方やプログラムの変更などについて、4、町民体育大会そのもののあり方や地域のコミュニティについて、5、教育委員長の任期について、6、東小学校の南側へ門扉をつくることの防犯上の問題などについて、7、幼稚園費のプール改修が東幼稚園から施工することについての優先順位について、8、中央公民館の敷地と隣接する道路について、9、幼稚園のプールのFRP製というのは安全面などは心配ないのかということについて、10として、要保護・準要保護の小・中学校での増減が多いことについて、11として、中学校の維持管理費の修繕料が大きく跳ね上がっていることについて、12として、中央・西・東の公民館の図書室の運営業務の委託



状況について、13、スポーツセンターの土地借上げ料が385万円という高額になっていることについて、購入するという交渉はできないのかということについて、14として、図書館関係の予算が2011年から増額となっていることや、2012年度は学校の図書室に司書を配置する予算が国で計上されていることについて、15として、文部科学省が副読本として放射線の内容が盛り込まれている内容の本の取り扱い方について、また16として、子どもたちの交通ルールの遵守の指導についてなどの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

以上で、すべての審査を終えた後に、議案につきましてひとつずつ委員にお諮りしたところ、議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算について、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第17号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第18号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第21号 平成24年度斑鳩町水道事業会計予算について、すべて当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が3日間にわたる審査の概要です。また、16日に行いました審査につきましては、ただ今からご報告をさせていただきます。

まず、1番目に付託議案についてです。その1、議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、補正予算書にもとづき、歳入歳出それぞれ1億640万4千円を追加する内容について詳細な説明を受けたのちに、委員からは、1、総務費と土木費で人件費の補正があって、人事異動があったということだが、年度当初の人事異動については、内示を議会にも提出してもらっているが、年度途中の場合は一般職の異動の場合は報告しないということだが、議会としては把握しておくべきではないか、2、繰越明許にある地元補償の工事の施工について、業者選定や入札の状況について、3、小・中学校の耐震化工事が進んできているが、避難所になっている公共施設などの今後の耐震化の計画について、4、財産管理費の積立金の減の内容について、5、学校校舎などの耐震化の費用は非常に高額だが、国庫補助と町債となっているが、町が実質的に負担する費用はどうなっているのかなどの質疑があり、一定の答弁がされたのち、委員にお諮りしたところ、本案については原案どおり可決すべきものと決しました。

2つ目として、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第5号）について、補正予算書にもとづき、歳入歳出それぞれ94万9千円を追加する内容についての説明を受けた後、委員から特段の質疑もなく、お諮りしたところ、本案については原案どおり可決すべきものと決しました。

3つ目として、議案第12号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補正予算書に基づき、歳入歳出それぞれ5,079万8千円を追加する内容についての説明を受けた後、電算システムの改修委託料は150万円のうち国庫補助が58万円しかなくて、一般会計から92万円も出さなければならないという状況についての質疑があり、一定の答弁がありました。その後に委員皆さんにお諮りしたところ、本案については原案どおり可決すべきものと決しました。

4つ目として、議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補正予算書に基づき、歳入歳出それぞれ439万6千円を追加する内容についての説明を受けた後、委員から特段の質疑もなく、お諮りをしたところ、本案については原案どおり可決すべきものと決しました。

5つ目として、議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、補正予算書に基づき、企業債償還金を24万4千円を追加するという説明があり、委員から特段の質疑もなく、お諮りしたところ、本案については原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、2番目の各課報告事項についてを議題とし、その1、斑鳩町の財務書類（平成22年度決算）について、企画財政課長から説明を受けることとしました。当町が総務省方式改定モデルを採用していることや、特に連結対象に、奈良県後期高齢者医療広域連合が追加されたこと、また、それぞれの表の見方、コストや将来にわたる負担率などの把握の仕方などの説明を受けましたが、当日配付したばかりの資料なので、特段の質疑もなく、今後、委員の皆様にも今後またよく読んでいただくようお願いして終わりました。

また、その他の報告として、3月15日に行われたし尿処理場の運営管理業務に係る入札の状況について、指名していた5社がすべて入札の前日までに辞退の申し出があったことから、入札を中止したこと。再入札に取り組み、4月以降次の入札完了まで、現在の委託業者に随契で契約をお願いをするということに対して、委員からは、1、今年度委託している業者は指名していたのか、2、予定価格は全社辞退となるような金額だったのか、3、辞退の理由はどのようなものなのか、4、新たな入札までの運転業務を随

契したら、どんな契約の仕方となるのか、5、もともと請け負っている業者に対して疑問を持って追求してきたが、問題点は解決しない、6、設計変更しての入札というのは、この業務では不自然になるのではないか、どんな設計変更をするのか、7、町にきちっとした委託をしてもらうために、議会の中でいろいろ聞いたり、意見を言ったりしてきたが、なぜかそれらを業者さんが聞き付けて、いっせいに辞退してきたかのような不自然さを感じる、8つとして、これまで指名したところが辞退してきたという例はあるのか、9つとして、入札を辞退したところと随契にするのはどう考えてもおかしい、何か違う方法で処理できないのか、10として、不透明な運営に町が追随することは、今後のさまざまなところまで影響がある、しっかり認識してほしい、11として、鳩水園のプラント建設の設備をした親会社に業者についての相談をした方がいいのではないか、等々の重大な問題として多数の質疑・意見があり一定の答弁がされているところです。

3つ目として、その他について議題といたしました。前回の委員会で委員から資料の要望があったことから、委員会にその資料を提出させていただき、火葬場設置に伴う補償がどのように実行され、また、次年度ではどうなるのかという内容の資料でしたが、これについてもここで質疑・意見受けることといたしました。それについては、1つとして、平成24年度までで、10億1,000万円と多額になっているが、将来にわたってどのぐらいの金額までやっていくのか、2つとして、将来の試算や限度額の設定などが必要ではないか、3つとして、基準を設ける必要性について、4つとして、ごみ焼却場の30年間の補償額はいくらか、それと比較して10数年の火葬場の補償額は上回ってきているのではないか、5つとして、いろいろな状況もあるけれど、税金を投入してやっていく事業については、公平さというものも意識してやってほしい、6つとして、これだけ補償の話もでていますが、火葬場の葬儀をできる施設があるのに使えないのは本当にもったいない、なんとか使えるようにしてほしい、などの質疑・意見があり、一定の答弁がされております。

これですべての案件が終了し、継続審査の手続きを確認して会議を閉じました。

4日間にわたる審査の結果ですので、できるだけ委員のみなさんのご意見や質疑などを重点的に申しあげました。それらの答弁などについては、また会議録に整理をしておりますので、ご覧いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

長らくのご静聴ありがとうございました。報告を終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条

例について、反対の立場から意見を申し上げます。

そもそも国は、東日本大震災と言え、何でも通せるというふうな大きな問題点を抱えていると思います。弱者である国民の皆さんに痛みを、東日本大震災を免罪符かのように掲げて押しつけてきているという現状に対して、まず私はその姿勢が問題であるということを指摘しておきたいと思います。そして、この要旨にある2つ目の退職所得にかかる町民税、これに関しましても長年働かれて、やっといただいた退職金に対して増税となることや、そしてまた町民税の均等割、ここを上げてくる、年額500円、均等割の税率を上げてくる。ですから、もう均等割ぎりぎり払っておられるような方々も、そしてたくさん払っておられる方も同じようにここの部分で引き上げがなされる、というのは一律的な引き上げというのは、私はやはり問題がある。税というものの社会保険料や税というものの徴収の仕方というものはあるはずで、それらは、議員皆さんもよくご承知だと思います。こういうふうに一律に引き上げてくるということには問題があるというふうに思っております。

そして、私は何よりもこのことについて腹が立ってならないのは、国は年度途中で税収増となり、地方交付税分で増額となった4,608億円というお金を持ってるんです。そのお金を国会のほうへ、来年度の地方交付税額に移しかえるという法案として出し、成立させました。本来なら、被災自治体の要望にこたえるためにも、今年度の地方交付税へ加算し、配分すべきでないかというふうに私は考えています。でも、国はそのことは温存しながら、でも国民皆さんには負担をお願いする、こういうやり方です。

私たちはほんとに少ない収入の方でも、この震災が起こったときに数多くの皆さん方から募金をいただきました。今もなお、引き続き、少しでも余裕があれば、募金をしていただいている方々がたくさんいらっしゃいます。そんな中で、こういうふうに無理やり個人に、しかも定額、定率で取る、こういうやり方は私は絶対に許せない。この思いで、この議案につきましては反対とさせていただきたいと考えております。

どうか、議員皆様にも私の考え、ご理解いただきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、地方税にかかる関係法令が昨年12月に施行されたことによるもので、退職所得にかかる個人町民税の1%税額控除廃止については、退職所得が翌年度課税から現年度課税に変更するにあたって、納税者の負担軽減を図るために経過措置的に導入されたものであり、導入から40年以上経過していること、預金金利が導入当時の約6%に対し、過去10年間はほぼゼロ金利であること等から、特例の廃止は妥当なものであると考えます。

次に、町民税にかかる均等割の税率の引き上げについては、東日本大震災の発生を受け、地域の住民が将来にわたり安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための施策の推進が、東日本大震災復興基本法で地方公共団体の責務として定められました。

斑鳩町においても、東日本大震災を教訓とし、平成24年度予算において地域防災計画の見直し、避難所施設の充実、災害物資の備蓄、学校校舎の耐震補強など、さまざまな防災対策にかかる事業が計画されており、また、今後においても継続的な取り組みが必要であると考えます。今回の均等割の税率引き上げが行われなかった場合、税収や地方交付税が減収となるばかりでなく、地方債の発行において赤字団体や実質公債費比率の高い団体と同じく協議制から許可制へとなると聞いており、今回の行財政運営に不足が生じることも想定されます。

以上のことから、斑鳩町町税の一部を改正する条例について、賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第5号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、議案第8号 介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は、第5期の介護保険事業計画が策定されるにあたって介護保険料が改定されるものですが、これまで基準額として平均4,000円であった保険料が、4,891円と大幅に値上がりします。この間、高齢者の皆さんは、景気悪化の影響だけでなく、前自民・公明政権から始まり民主党政権に代わっても続く公的年金控除の廃止や年金給付の引き下げなど、高齢者いじめの政治により、もはや生活していけないと悲痛な叫びを上げられる方もいらっしゃいます。しかも、来年度から、後期高齢者医療制度の保険料もあわせて値上げとなることから、人によっては二重の負担増となります。

こうした状況の中、今回、町は新たに保険料を設定するにあたり、およそ3,000万円ある介護保険給付準備基金のうち2,000万円を取り崩し保険料の上昇を抑えようとしたり、これまで12段階であった保険料の段階区分を、低所得者対策として14段階まで広げるといったこうした点については理解し、一定の評価をしています。ただ、総括質疑でも意見を申しあげましたが、値上げをするというのであれば基金はすべて取り崩し、少しでも保険料の上昇を食いとめるという考え方もあったのではないかと考えます。そしてもう1点、今回、財政安定化基金が取り崩されました。本来の基金の役割として今後も必要であるということから3分の1を残し、全体の3分の2が取り崩され、国・県・町にそれぞれ3分割されました。町は、その分も保険料の上昇を抑えるために活用していますが、県は地域包括ケアセンターの支援基金に使い、国に至っては何に使うのかははっきりしていないということでもあります。これも初日の総括質疑で指摘がされていましたが、基金の目的外使用については本来認められていません。そうした中、

国自身が、取り崩した基金を保険料の軽減に使うてよいという見解を示しておきながら、そうした使い方を国自身がしようとしなないということについては理解できないものであります。国の取り崩し分も保険料の引き下げのために使うよう、町から国に引き続き声を上げていただきたいと思います。

この介護保険については、高齢化が進む中、社会全体で高齢者を支えていこうとつくられた制度ですが、多くの方から制度の使い勝手が悪い上に、高い保険料ばかり取られると、非常に住民からも不満の多い制度になっています。かかる介護給付費に対して、一定の割合が被保険者の保険料となつてはね返ってくる仕組みとなつており、さらには医療保険からも納付金を拠出し支える制度となっていることから、医療保険のほうでも大きな負担になるという制度的な矛盾も抱えています。さらに、今回、国の介護従事者の処遇改善のための基金を国が打ち切つてしまったため、そのつけが保険料にはね返つてきており、保険料の高騰に拍車をかけています。こうした問題の多くは国に原因がありますが、今回の保険料の大幅な値上げは受け入れがたいものであり、住民の理解を得られるものではないと考え、反対の立場をとらせていただきます。

以上で、私の反対意見とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の本条例の改正は、介護保険料の引き上げをとまなうもので住民に負担を強いるものであります。そこで、なぜ、町は皆さんに負担を強いることになる介護保険料を引き上げなければいけなくなつたのかが問題になります。町もできれば、保険料を引き上げたくはない気持ちだと思います。そのことは、他の市町村では見られない14の保険料段階を設定し、財源を確保しつつ、低所得の世帯等の負担をできる限り抑えようとなされていることや、県の財政安定化基金だけが町の給付費準備基金からも取り崩しを行うことで、可能な限り保険料を抑制しようとする努力していることから明らかです。それなのに、保険料を引き上げざるを得なくなつたことは、介護保険の給付を受けられている方が増加していることや、介護報酬単価の引き上げが大きな原因であります。現行の制度で安心して介護サービスを引き続き受けただくには、保険料だけではなく、40歳から64歳までの被保険者の保険料に相当する医療保険からの交付金、さらに税を基



本とする公費の収入も同様に引き上げられているものに、高齢者だけでなくいろんな世代が介護保険を支えていることは忘れてはならないものであります。

思うに、今回の介護保険をこのように改正せざるを得なくなった原因は、町ではなく国から強引かつ性急に示されてきた現行の介護保険制度にあるということです。町には、よりよい制度の改革を国に訴えていただき、介護保険が必要な人に適切なサービスが提供できる保険の運営に一層の努力を要望いたしまして、私の賛成意見といたします。

議員皆様には、ぜひともご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第8号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第10号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第11号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第12号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第13号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第14号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。今回、予算審査をさせていただくに当たっては、住民の暮らしが大変な中、町はどんな立場に立って町政を進めようとしているのか。また、国の政治とのかかわりの中で、住民の暮らし、福祉を守る防波堤の役割を果たしているのかどうかという視点に立って審査をさせていただきました。

それでは、主な問題点について述べたいと思います。

まず1点目は、保育所の給食調理・洗浄業務の委託についてです。この問題について

は、昨年の12月議会でたつた保育園の給食調理・洗浄業務を来年度から民間委託することについて問題であると指摘をし、反対の立場をとってきました。来年度予算では、そのことがまさに具体化され進められようとしているものですが、保育所の子どもたちにとって、やはり民間委託でなく直営方式が望ましいことから、この点については容認できないものであります。

次に、鳩水園の運転管理業務委託の問題です。予算委員会でも、特に委員からの指摘が集中していましたが、これまで随意契約方式から入札への切りかえを求める声があり、実際に入札への切りかえは行われたものの、平成22年度、平成23年度と連続して同じ業者が100%で落札をしており、それ以外の業者については、辞退もしくは応札価格が予定価格を超えているものばかりで、競争原理が全く働いていない、入札が形骸化しているとの厳しい指摘がされています。また、そのことの改善を求めた途端、業者がすべて入札を辞退してくるという事態に直面し、業者にそっぽを向けられると、たちまち今後、鳩水園の運転業務がストップしてしまうのではないかという問題が発生しています。町は、こうした事態をあらかじめ想定して対策をされてきたのでしょうか。今回のことで町が責任を負う自治事務を民間委託することの不安定性や危険性が明らかになったかと思います。その点でいうと、来年度から始まる可燃ごみ処理の民間委託について同じようなことが起こるのではないかという心配があります。これまでの議論の中では、業者との契約後のトラブルについては対応策を考えておられることは確認していますが、今回のケースについては業者と契約する以前の問題です。既に、来年度からスタートするとして民間委託への移行を進めている段階ですが、今回の教訓から最悪の事態を想定し、それに対応できるよう万全の対策を取っていただくとともに、今後のごみ処理のあり方については、十分な検討が必要だと考えます。地域で出たごみは、その地域で処理するというごみ処理の基本に立ち返って、今後こういった形での処理が考えられるのか、こういったあり方が斑鳩町にとってふさわしいのか、調査研究していただくことを強く要望いたします。

次に3点目として、補償の問題についても述べておきたいと思います。これまで町は、いわゆる迷惑施設といわれる火葬場、衛生処理場、し尿処理場などの補償として、地元自治会に対して補償を行ってきました。当然、地元に対して補償をしていくということ自体は必要なことだと考えますが、しかしその金額が非常に多額になってきていることから、町の財政を圧迫しているという問題と、また他の住民との公平性との観点で問題

指摘がされています。先日の予算決算常任委員会で確認されたものでは、衛生処理場の補償として建設当初からの30年間でおよそ16億6,000万円、火葬場の補償では平成24年度までの合計でおよそ10億1,000万円となっています。衛生処理場については、今年度をもって廃止することが決まっており、残事業を除いて、今後、補償は発生しませんが、火葬場やし尿処理場などについては今後も補償が続いていきます。また、将来的に見て新たな補償が発生しないとも限りません。そうした中、町として補償に関して、一定の基準を設けていくことが必要ではないでしょうか。例えば、施設の料金収入を超えない範囲にするとか、事業費の何%以内にするなど、一定の基準や上限を設けて町の考え方を示し、町民全体の理解を得る必要があると考えます。委員会の中で町長が言っていたように、既に数十年補償をしてきた地域に対して新たな基準を示し、理解していただくことは難しい点もあろうかと思いますが、今後の町財政運営を考える中で、町として一定の方向性を示していただくことを要望しておきたいと思います。それとあわせて、火葬場については、先ほどもございましたが、葬儀をできるようにしてほしいという住民からの強い要望がありますので、そのこともあわせて今後、実現に向け地元自治会と交渉を進めていっていただきたいと思います。

次に4点目として、町職員の問題についてです。この間、財界や時の内閣などが主導となり、またマスコミがそれを煽る形で公務員バッシングが広がり、地方自治体にまで公務員の数を減らすことが、集中改革プランという形で国のほうから押しつけられました。斑鳩町でも、行政改革実施計画の中で、職員の定員適正化計画として目標年次を決め、職員数の削減が進められてきました。私は、公務員の数を減らすことは、基本的に住民サービスの低下につながるものだと考えています。さらに、この間のこうした流れの中で、今、職員数が減り過ぎ、過密長時間労働の中、体調を崩したり、メンタル的に支障を来す職員が生まれているという実態があります。4月には選挙が行われましたので、その時期を除いて5月以降の職員の残業時間を確認させていただきますと、過労死の認定基準となる月80時間を超える残業が行われた件数が、5月では1件、6月では3件、7月で1件、9月1件、11月4件、12月3件、1月4件、2月2件となっています。しかも予算編成で忙しい12月の残業時間は、一番多い人で月152時間もの残業をされています。住民のためにと一生懸命頑張っている職員の皆さんの頑張りには非常に頭が下がる思いですが、このような命をも落としかねない度を越えた職員の勤務実態を放置しておくわけにはいきません。町長以下、管理側の責任が

問われる問題だと考えます。町としてもこうした状況は、把握・認識をされているかとは思いますが、例えば単年度ごとに見ると適正化計画以上に減り過ぎた職員を新たな採用で補充しようという試みをされているのがわかりますが、それ以上に退職者が出ており、結局、職員の補充ができず改善されていないのが現状だと思います。今後の住民サービスの維持・向上のためにも、きちんと長期的な視野で計画を見直して職員の充実を図ることが必要だと考えます。また、臨時職員の問題についても申しあげておきたいと思います。以前に、臨時職員の賃金が一律10%カットされ、議会でも多数の議員から指摘があったことから、町は徐々に臨時職員の時給・ボーナスを徐々に戻してはきていますが、来年度は町採用の教員への待遇が改善されたものの、臨時職員の賃金については結局元に戻っていないのが現状です。この間、指摘してきました臨時職員に対する町の姿勢が臨時職員の働く意欲や、斑鳩町で働こうという応募の状況までも悪くさせているのではないかという点について、今後、他の市町村の状況なども調査研究し、改善を求めておきたいと思いますのと、もう1点、学童保育の時間延長にかかわって言いますと、保護者会からの要望に対し、指導員の確保ができれば時間延長すると答えているのに、具体的な動きが見えてこないという点も指摘しておきたいと思います。担当課のほうで、指導員の体制強化について問題認識を持っていただいていることはこちらでも把握していますが、住民の要望に応えるための取り組みが予算編成の中では見られません。今は、保育園で7時過ぎまで子どもを預かってもらっていますが、保育園を卒園すれば、近所に頼れる親や知り合いもないので子どもを預かってもらえる所がなくなり、たちまち働くことができなくなってしまう、そうしたご家庭からも話を聞いており、そんな状況を生み出さないためにもできるだけ早期に、学童保育の時間延長に対して対応できる体制づくりを進めていっていただくよう、強く要望いたします。

次に5点目として、公園整備の充実についてですが、子どもがいる世代だけでなく、高齢者の皆さんからも、「斑鳩町は福祉教育の施策は充実をしているのに、公園が少ないね」、「もっと公園をふやしてほしい」、こうした声が住民の願いとして強くあります。これまで、公園の充実を求めて、私も町に見解をお尋ねしてきましたが、どうも新たに公園を整備していくという意思が見られません。しかも、第4次総合計画を策定する際には、緑の基本計画にもとづき公園整備を進めることを確認したにもかかわらず、議会の議決を得て計画が策定されたその次の議会での私の質問に対し、これまでの答弁をあっさりひるがえしたのには驚くとともに強い不信感を覚えました。そうした町の態

度については大きな問題があると指摘するとともに、都市計画法や斑鳩町緑の基本計画に基づいてきちんと公園整備を進めていっていただきますよう、強く要望しておきます。

次に6点目として、観光ボランティアの皆さんから陳情のあった町営駐車場の利用についてですが、観光ボランティアの活動が促進されれば、より多くの観光客が斑鳩町を訪れていただき、町の観光発展にもつながることや、さらに町営駐車場の利用者がふえ、町にとっても収入増になるという点、また観光案内時のガイドの皆さんの駐車場の利用については、新たに予算を確保しなくても町長の裁量で対応できる問題であるにもかかわらず、なぜ町はかたくなに拒否をするのか理解ができません。陳情こそ否決されたものの、多くの議員の皆さんからも観光ボランティアの皆さんと良好な関係を築く中で今後、斑鳩町の観光発展を目指すべきだと、そうした点から町長に対して配慮を求める声があり、引き続きこの点については町に対して強く対応を求めておきたいと思えます。

次に7点目として、これまでも繰り返し申しあげてきましたが、いかるがパークウェイについては住民合意を基本とすることを求めておきたいと思えます。

以上、主な問題点についてあげさせていただきましたが、総じて見ると国が進めてきた公務員の削減や民営化などの問題について、住民の利益にならない住民サービスの低下につながっているものがあります。そうしたものについては国の言いなりにならず、しっかり国と対決し、住民の暮らし、福祉を守る立場をつらぬいていただく、その姿勢を町長に強く求めておきたいと思えます。

また、住民からの要望に対して、それにこたえ切れていないという問題も指摘をさせていただきましたが、住民要望に対しては正面からそれにこたえていっていただけるよう職員の皆さんには引き続き調査研究とさらなるご努力をお願いしたいと思います。

今回の予算編成を審査させていただく中で、個々に見ると評価できる施策もたくさんあり、町長がよくおっしゃいます「福祉を後退させない」という姿勢や教育施策の充実など、よい面については今後も前向きに進めていっていただきたいと考えていますが、来年度当初予算の審査にあたっては反対の立場から苦言を呈し、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） それでは、議案第15号 平成24年度斑鳩町一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

厳しさをます社会経済情勢であり、行政に寄せられる住民の期待、要望は一段と高まっており、それらに的確に対応し、乳幼児から高齢者、障がい者など、住民一人ひとりの暮らしの安全と安心を守っていかなければならない行政の責任は非常に重いものとなっております。このような状況の中、平成24年度一般会計予算は、新たにロタウイルスを加えた予防接種の公費負担、一般不妊治療・不育治療費の新規助成や、小・中学校の30人学級の拡大に取り組まれるとともに、中学3年生までの子ども医療費助成の継続など、子育て・教育のまちづくりに財源を重点的に配分されております。さらには、ごみを限りなく減らすゼロ・ウェイストに取り組み、平成23年度末をもって衛生処理場での可燃ごみの焼却を廃止するため、必要となる積み替え施設の整備、衛生処理場焼却場焼却棟の撤去、可燃ごみ処理業務委託などにも対応されております。また、浸水対策としての水路現況調査や地域防災計画の見直しなど、安全と安心のための取り組みも進められ、厳しい財政状況である国民健康保険特別会計への財政支援も引き続き取り組まれております。

以上のようなことから、議案第15号 平成24年度一般会計予算について賛成するものであります。議員皆様のご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第15号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第16号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第17号 平成24年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第18号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番(木澤正男君) それでは、議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

この特別会計については、町が保険者となっている介護保険事業運営のために設けられた会計であります。町は、法律に基づいて運営を行っているものだと理解をしていますが、反対の理由につきましては先ほど議案第8号の討論で述べた中身と同じですので省略をさせていただきます。平成24年度については、そうした内容で予算計上がされた背景であることから、反対とさせていただきます。

○議長(嶋田善行君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

1番、宮崎議員。

○1番(宮崎和彦君) 議案第19号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成24年度本特別会計予算については、本町の介護保険が新たな事業計画のもとで運営される最初の年の予算であり、この1年の介護給付などに必要な経費とその財源を決定する非常に重要なものがあります。団塊の世代が次々と高齢者になっていくなど、急速に高齢化していく中、要介護認定を受ける方やサービスを受ける方も増加することは必然であります。予算の規模が前年度よりも大きくなることは当然のことである一方、サービスの給付費に対する保険料などの収入についても法令の定めに従いながらバランスをとって計上されているものと見受けられるものであります。本町の介護保険がスム



ーズに運営されるためには妥当な予算であり、特に反対する理由は見当たりません。一部には予算案の策定と介護保険事業計画の見直しや、保険料の改定が前後するものと批判も聞くところではありますが、介護報酬の改定や県の財政安定化基金の取り崩し額の決定などが予算案策定時に間に合わないという事務作業の日程を考えるといたし方ないものであり、これをもって反対するものは余りにも短絡的であります。今後、修正が必要になるとときには補正予算を議会に上程していただくなど、適切な対応をしていただくことはもちろんのことではありますが、できる限り介護を必要としない、あるいは要介護者となっても重度化しないよう、介護予防の方策を積極的に展開していただき、介護保険の予算執行に十分留意していただくことをお願いして、私の賛成意見といたします。

議員皆様にはぜひともご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第19号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この後期高齢者医療制度については、これまでも年齢によって医療が差別される制度であり、設立当初から反対し、廃止するべきだと主張をしてきました。そして、2年ごとの保険料の見直しで被保険者の負担増となることについては、理解できない、反対であるという立場をとらせていただけてきました。

今回は、制度設立後2回目の保険料の見直しになりますが、平均で6万4,209円であった保険料が、6万9,961円、差額にすると5,752円、8.96%の値上げとなります。これまでもふれてきましたが、高齢者の皆さんは年金給付の引き下げなどで受け取る分は下がるのに、払う保険料ばかりが上がっていき、まともに生活できない状況に追い込まれてきています。さらに今回は、介護保険料の値上げとで二重の負

担増になるということから、到底受け入れられるものではないと考えます。

町におかれましては、広域連合に代わって業務をされているだけであり、町民のために非常にご苦勞をいただいていることについては理解をしていますが、ただいま申しあげました理由によって、今回の予算に対しては反対とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口 徹君） それでは、議案第20号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、現政権において廃止をすることを前提に議論されておりますが、新たな制度が施行されるまでの間は現行制度により高齢者の方の健康の保持と適切な医療の確保が図られるよう努めていかなければなりません。このため、平成24年度予算を編成されたことは当然のことであり、この業務を行っていく上で必要な予算措置をされた本特別会計予算は適切なものであると考えております。

今回の保険料の改定につきましては、広域連合の議会で十分に審議をされ、議決されたものであり、このことを理由に本特別会計の編成が適切でないとすることはできないものであります。今後、国において大幅な制度の見直しがされることとは思いますが、高齢者が安心して適切な医療サービスが受けられるよう、将来に渡る持続可能な医療保険制度体系が確立されることを期待し、賛成の意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第20号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成24年度斑鳩町水道事業会計予算についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第1号 町道認定についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定いたしました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書について、追加日程2. 発議第2号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書について、追加日程3. 発議第3号 消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号、追加日程3. 発議第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1番 宮崎委員長。

○厚生常任委員長(宮崎和彦君) それでは、発議第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書について、朗読をもって発議とさせていただきます。

標記について、地方自治法第109条第7項の規定によって別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年3月23日提出

厚生常任委員会

委員長 宮崎和彦

それでは、内容のほうを朗読させていただきます。

障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書

平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行されました。しかし、法の施行直後から、

新たに導入された応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきたところです。

その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わしました。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100か国以上が批准を終えています。我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていません。

これらの課題を受けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議での検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われました。また、8月には同推進会議の総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられました。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の提言に沿って、障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要があります。

よって、国においては、下記の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させ、施行するよう強く要望します。

#### 記

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
2. 障害者総合福祉法（仮称）の制定にあたり、国の責任において制度を円滑に進めるために財源を十分に確保し、地方自治体の財政負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

委員皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第1号の可決により、陳情第1号については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程 2. 発議第 2 号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。1 番 宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは。

発議第 2 号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書について標記について、地方自治法第 109 条第 7 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 24 年 3 月 23 日提出

厚生常任委員会

委員長 宮崎和彦

内容の朗読をもって発議とさせていただきます。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

今の日本は、国民のこころの健康の危機といえる状況にあります。それは、平成 23 年 7 月 6 日に厚生労働省が、4 大疾病（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病）に新たに精神疾患を加えて 5 大疾病とする方針を決めたことにもあらわれています。この背景には、平成 20 年の患者調査で、糖尿病患者数 237 万人、がん患者数 152 万人などに対して、精神疾患の患者数は 323 万人と最も多く、国民に広くかかわる疾患となっていること、また、毎年 3 万人を超える自殺者の約 9 割には何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるといわれています。

平成 20 年度から 21 年度にかけて厚生労働省は、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告しました。この報告を基に、平成 22 年 4 月に当事者・家族、医療福祉の専門家及び学識経験者によるこころの健康政策構想会議が設立されました。この会議では、当事者・家族のニーズにこたえることを軸に踏まえて会議を重ね、現在の危機を早く根本的に改革する提言をまとめられ、平成 22 年 5 月末にこころの健康政策についての提言書を厚生労働大臣に提出されました。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求められておられます。

よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月23日

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第2号の可決により、陳情第2号については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3. 発議第3号 消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まず、議案書の朗読をさせていただきます。

発議第3号

消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年3月23日提出

議会議員 木 澤 正 男

里 川 宜志子

この意見書の案を読み上げさせていただきます。提案説明とさせていただきます。

消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書

今、政府が進めようとしている社会保障と税の一体改革は、社会保障財源を口実に消費税増税を国民に押しつけるとともに、社会保障については、医療費の国民負担増、病院・介護施設から在宅への追い出し、年金支給開始年齢の引き上げ、生活保護支給額の削減や医療費の有料化など、さらなる改悪を迫るものです。

震災と原発事故という未曾有の災害を乗り越えるために国民全体が力を合わせなければならぬときに、このような国民負担増計画を持ち出すべきではありません。

政府は国民への公約を破り、一方で八ッ場ダム建設の再開など巨額の無駄遣いを行いながら、他方では消費税の増税によって国民に負担を押しつけようとしています。こうした消費税増税ありきでことを進めるべきではありません。震災復興と社会保障の財源は、消費税ではなく、税金の無駄遣いを見直すとともに、経済的能力に応じた応能負担の原則に立って税金の集め方を見直し、社会保障の抜本的な充実を図るべきです。

今回の震災では、震災から1年を経ても、一切の生活の糧を奪われ、人間らしい生活を取り戻せない人々が多数生まれています。改めて雇用や医療、介護など社会保障制度の重要性が明らかになるとともに、憲法第9条、第25条に基づいて平和に生きる権利がきちんと保障される社会が必要です。

よって、下記事項について国に要望します。

#### 記

1. 消費税の増税をやめること。
2. 社会保障は抜本的な充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

奈良県斑鳩町議会

以上、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（嶋田善行君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第3号 消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書について、反対の立場から意見を申しあげます。

公的年金制度は、健全な国民生活の維持・向上と老後を安心して迎え、活力ある高齢化社会を実質的に支える重要な制度です。すなわち、年金受給者にとって長年にわたり年金保険料を納付し、国が約束した年金額を基に生涯の生活設計を立て生活しており、将来において老後の生活を支え、安心して暮らせる年金の給付水準の確保のための制度設計を図ることが重要であります。

現在、通常国会におきまして、社会保障と税の一体化について集中審議がされていま

すが、政府が決定した一体改革の大綱は年金の将来像が示されていない、新年金制度においては年金を含む社会保障の全体像を示し、そのために必要な財源はどの程度で、新たな国民負担はいくらあるのか、そのひとつひとつについてできる限り具体的な中身を示す、これが一体改革のあるべき姿です。消費税だけがはっきりしているのに、新年金制度の中身がさっぱりわからない。その後、明らかにされたのは、保険料15%。最低保障年金の月額7万円という2つの数字だけ。生涯の平均年収幾らで最低保障年金がもらえるのか、肝心の点がはっきりしておりません。これでは国民の皆様到底ご理解を得ることができません。また、制度の根幹が不明確なままでは、いつまでも議論ができない状況となっております。今回、消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書では、消費税増税で社会保障制度の医療費負担増や生活保護支給額の削減など、改悪であるといろいろ言われておりますが、まだ議論はされております。

また、消費税ありきや中止では議論は進みません。超高齢化社会にあって、社会保障制度を持続可能とするために安定的な財源をどのように求めていくのか。本来、一体改革であれば、まずは国会議員自身が身を切る思いで国会議員の歳費削減や定数削減を実施した上で、社会保障の具体化、景気対策、雇用対策を十分行った後において消費税の使途、さらには消費税に限らず税制全体の改革で財源を捻出するなどの条件を盛り込んだ新年金制度となるよう、議論が必要であると考えます。

本来の社会保障と税の一体化は、現行制度の安定的な運営のために着実な経済成長と一層の少子化対策に力を注がなければなりません。特に、無年金、低年金などの問題では、最低保証機能強化のための低所得者への基礎年金の加算、年金加算制度の創設や、障害者基礎年金等への加算、年金受給資格期間の25年から15年への短縮、さらにはパートなどの短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大や、厚生共済の被用者年金の一元化などの対策を進めるのが先決であると考えます。また、国民に広がった不安を解消することこそが、国会に課せられた責務であります。

今回の意見書は、消費税増税の中止となっておりますが、実質的には社会保障と税の一体改革についての中止をするような意見となっております。これでは、国民の望む老後の安心の基盤の議論を進めることができません。いずれにいたしましても、国民の抱える不安を解消するため、国民の皆様に関わりやすく納得できる持続可能な年金、本来の制度設計となるよう国会で議論を深めていかなければなりません。

今回の意見書については、以上のようなことから反対の意見とさせていただきます。



議員皆様のご理解、ご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、発議第3号 消費税増税の中止と社会保障の充実を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、消費税の増税の中止と社会保障の充実を求めるということで、今、政府が進めようとしているものがまず何なのか、どういうことをやろうとしているのかということについてふれたいと思いますが、民主党政府については、2014年度に消費税を8%、そして2015年度に消費税を10%にする。そしてさらに、それでもまだ財源が足りないので、それを前提として行く行くは15%や17%に引き上げていくんだということで、まず消費税増税ありきで話を進めようとしている、このことについて大きな問題があるというふうに考えています。そして、その消費税をなぜ上げるのかということについては、社会保障を充実させるというふうに言っていますが、しかし中身を見てみると、この意見書に書かせていただいておりますように、社会保障は充実をするどころか削減をされる内容となっています。実際に年金給付などが今65歳から支給されておりますが、その支給年齢を68歳または70歳に引き伸ばそう、こうした中身でとても社会保障を充実するものだというふうには捉えられません。

そして、先ほど反対意見者の方が中身が明らかにされていないという問題を指摘されておりましたが、私はその点についてもきちんと明らかにさせていくという点については同じ立場でございます。そして、明らかにするにしても、充実をする、させる方向できちっと明らかにさせていく。この間、最低保障年金制度を設立せよという声が大きく全国民から、特に年金受給者からあがる中で、政府はなかなかそこに踏み出そうとしない、そうした問題についてもきちんと国会で議論をし、結論を出していく。このことについて、財源はどうしていくのかということについては、私はその議論を否定するものではありません。きちんと国会で議論をし、財源をどのように捻出していくかということも含めて協議を進めていくべきかとは思いますが、しかし、それでもやはり政府の提案している社会保障と税の一体改革の内容では、その最低保障年金制度を設立する方向とはかけ離れている、全く逆の方向に進もうとしているのではないかということから、こうして意見書という形で政府の姿勢を正していくことを、斑鳩町議会からも声を上げていきたいというふうに思っております。そして、やはりその多くの皆さんから今、生

活が大変だ、中小企業、商店の皆さんからも経営が大変だという声がある中で、消費税増税ありきではなく、私はきちんと税金の集め方を見直すという観点が必要だと思います。今、日本経済が非常に低迷化しており、今後、経済をどう立て直していくのか、国民の暮らしをどう守っていくのか、中小業者の経営をどう守っていくのかという観点に立つと、やはりそうした経営の立て直し、社会保障の充実を考えると国民の皆さんにも負担を求めていくということは必要になってくるかと思えます。

さらに震災の復興についても財源が必要ですが、それについてはここにも書かせていただいております経済的能力、払う能力に応じて負担を求めていくという原則があって、そのことをやはり軸にして議論を進めていくことが必要だと思います。

消費税というのは、所得の低い人ほど負担が重くなるものであり、今、この時期に消費税を増税するということを実施すれば、国民生活だけでなく、日本経済にも大きな打撃を与えてしまうということから、私はやはり今回、きちんとこの意見書については国に対して上げていきたいという思いを持っております。

ぜひ、皆さん、議員の皆様のご賛同をお願い申しあげまして、私の賛成意見とさせていただきます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立少数であります。

よって、発議第3号については、賛成少数で否決いたしました。

○議長（嶋田善行君） 続いて、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件について閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程 6 . 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に先立ちまして、町長のごあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成 24 年第 1 回町議会定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申しあげます。

本定例会には、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてなど、27 議案を提出させていただきましたところ、議員皆様には、去る 3 月 1 日から本日までの 23 日間にわたり、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申しあげるとともに、厚くお礼を申しあげます。

本会議並びに各委員会におきまして賜りましたご意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に検討してまいりたいと考えております。

また、諸施策の推進にあたっては、議員皆様方のご意見等を十分お伺いしながら、職員ともども一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申しあげます。

さて、かねてよりご報告申しあげてまいりました衛生処理場での焼却処理につきましては、あと数日で操業停止の日を迎えることとなりました。昭和 57 年の稼働開始以来

30年間にわたり、事故なく、その役割を終える日を迎えられるのも、付近住民の皆様、並びに議員皆様方の温かいご理解とご協力の賜物と、改めて感謝を申しあげますとともに、今後とも、さらなるごみ減量化への取り組みを進めてまいりますので、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

彼岸も過ぎましたが、まだまだ肌寒い日や天候不順の日が続きますので、議員の皆様方には、くれぐれもお身体をご自愛くださいますようご祈念申しあげ、お礼かたがた本定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成24年第1回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後0時15分 閉会）